

平成19年5月14日

各位

会社名	アイホン株式会社
代表者名	代表取締役社長 市川周作
コード番号	6718
上場取引所	東証・名証第一部
問合せ先	総務部長 和田健
TEL	052-682-6191

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入について

当社は、平成19年5月14日開催の当社取締役会において、平成19年6月28日開催予定の第49回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様より承認されることを条件として、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の導入を決定いたしましたので、お知らせいたします。

注1： 特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2： 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されます。）または(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合および株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付

状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3： 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 当社グループにおける企業価値および株主共同の利益の確保および向上のための取り組み

当社は昭和23年の創業以来、インターホンを中心とした通信機器の専門メーカーとして、「自分の仕事に責任を持って 他人に迷惑をかけるな」という経営理念のもと、自社ブランドを基本とし、当社以外に国内生産子会社1社、海外販売子会社2社、海外生産子会社1社、海外委託生産の管理会社1社を有し、開発から生産・販売・アフターサービスに至るまでを一貫して行うことで、お客様に満足していただける商品づくりを行ってまいりました。

そして、経営ビジョン「コミュニケーションとセキュリティの技術で社会に貢献する」のもと、「新しい安心をかたちに」をスローガンとして掲げ、ユーザーのおひとりお一人のお手元に新しい安心を実感できる商品をお届けすることで、社会に貢献しております。

インターホンは建物の付帯設備のひとつとして、戸建住宅、集合住宅などの住宅用からテナントビル、病院向けの業務用まで幅広く設置され、現在では建物内で必要とされる通信設備としての地位を確立していると考えております。また、近年ではテレビモニタを内蔵した商品や火災感知器、ガス感知器と連動した商品など、通信という側面だけではなく防犯・防災設備としても認知されております。

当社の直接の販売先は、日本国内においては電材商社、家電商社、通信工事業者等ではありますが、その先のハウスメーカー、デベロッパー、設計事務所などに全国に配置した営業担当者がきめ細かい提案活動を行い、インターホンの普及、市場の拡大に努めており、インターホン業界におけるリーディングカンパニーとして事業に取り組むとともに、取引先からも厚い信頼をいただいていると考えております。また、世界約70カ国に輸出するとともに、重点市場であるアメリカ、ヨーロッパにおいては現地にある販売子会社を通じて積極的に販売を行っております。

お客様の様々なニーズに対応するため、専門性を活かし標準品だけでも約1,200種類の商品を取り揃え、標準品では対応できないお客様に対しては一品ものの受注生産品をお届けしており、その割合は売上の約2割弱を占めるまでになっております。海外生産比率もタイ、中国を合わせて全体の3割近くに上り、グループ一体となつての生産性向上、コストダウンに努めております。

また、メーカーとしての責任を果たすうえで欠かせないアフターサービスにつきましても、アイホンテクノショップというサービス代行店を国内で約120店配置し、お客様のご不便を最小限に留めるべく力を入れております。

一方、開発においては最近では独自開発以外にも、他の電機メーカー、住宅設備メーカー、情報サービス会社とのアライアンスによる他のシステムの開発を活発化させています。こういったアライアンスが、インターホン機器のサービスの幅を従来以上に広げており、情報通信機器としてのインターホン機器の地位向上につながっております。また、当社が様々な企業からアライアンスのお声をかけていただけるといったメリットを享受できるのは、当社がどの資本系列にも属していないことがその一因であると考えております。

このような事業活動を永続的に行うことが当社グループの企業価値向上に資するものであると考えております。

こうした取り組みを一層明確にするため、本年4月から3カ年におよぶ第3次中期経営計画を策定し、その基本方針として「アイホングループの総力を結集し、お客様に満足いただけるナンバーワンの商品とサービスを提供し高収益企業を目指す」ことを掲げ、永続的に高収益を生み出せる企業となるべく、中期経営計画の達成を推進してまいります。

株主の皆様のご共同の利益を向上させるためには、上記の活動にご理解をいただくとともに、この中期経営計画を達成させることが不可欠であると考えております。その結果として株主の皆様へは普通配当年間20円を基本とし、加えて連結経営成績を踏まえ総合的に勘案した配当とさせていただきたく考えております。また、株主の皆様にごこうした還元が出来ますよう、今後とも当社の事業活動に役員及び従業員一同が一致団結して邁進いたす所存でございます。

2. 本対応方針導入の目的

当社は前述のようなグループとしての企業活動を推し進め、当社企業価値および株主共同の利益の確保および向上を目指す所存です。そのためには、創業以来蓄積された専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等当社ステークホルダーとの間に築かれた信頼関係を維持することが不可欠であると考えております。

他方、わが国の資本市場においては、会社支配権の取得を意図して会社経営陣の事前の了承を得ることなく大量に株券等を買付けようとする事例が増加しつつあります。

当社としては、たとえこのような大量に株券等を買付けようとする行為(以下、「株券等の大量買付け」といいます。)であろうと、当社企業価値および株主共同の利益の確保および向上に資するものであれば、これを否定するつもりはなく、株券等の大量買付けに応じるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付けが当社企業価値および株主共同の利益の確保および向上を妨げ、また、損なうことが明らかである場合、株主の皆様が判断するにあたって必要な情報や時間を十分に与えない場合、また、株主の皆様は、株券等の大量買付けに応じることを事実上強要するおそれがある場合については、株主の皆様に対してその旨を明らかにする必要があると考えております。

また、株主の皆様が株券等の大量買付けに応じるか否かの判断をするに際しては、株券等の大量買付けが当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーに与える影響を適切に把握して頂く必要があると考えます。そのためには、大量に株券等を買付けようとする者から当該買付けを実際に行うに先立って当該買付けについての情報が提供された上、十分な時間が確保されることが望ましいと言えます。当社取締役会もまた、当社グループの企業価値を構成する様々な事項について株主の皆様へ情報を提供し、株券等の大量買付けを評価し、また、意見を述べる必要があると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、株主の皆様による十分な情報に基づいた適切な判断を可能とするためのルールが必要であると考えます。そこで、当社取締役会は、株券等の大量買付けのなかでも特に大規模買付け行為についてのルール(以下、「大規模買付けルール」といいます。)を定めることといたしました。

なお、平成19年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりであり、また、現時点において、特定の第三者から大規模買付け行為を行う旨の通告や買収提案を受けている事実はありません。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールの概要は、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会が開示された情報に基づいて当該大規模買付行為の評価・検討を行う期間を設け、かかる期間の経過した後に大規模買付行為が開始されるとするものです。

具体的には、以下の手続きによります。

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為に先立って当社取締役会に対し、株主の皆様による判断および当社取締役会による評価・検討のための必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。とはいえ、大規模買付情報の範囲および内容は、大規模買付行為の態様や内容いかんにより異なり得るものです。

そこで、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、まずは当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の誓約文言が記載された、別途当社が定める様式による書面（以下、「意向表明書」といいます。）を日本語にて作成し、これをご提出いただくこととします。なお、当該様式については、大規模買付者が大規模買付行為を意図され、当社宛にご連絡を頂く際に、当社より遅滞なくお知らせいたします。

意向表明書には、大規模買付者の氏名（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合はその名称） 住所（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合はその本店または主たる事務所等の所在地） 設立準拠法（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合） 代表者の氏名（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合） 日本国内における連絡先、 企図する大規模買付行為の概要、 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の数、ならびに 大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提出があった場合、当社取締役会から独立委員会に対して、直ちにその内容について情報提供するほか、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断した時点で、内容の全部または適切と認める一部の事項について、株主の皆様に公表いたします。

当社取締役会が、この意向表明書の提出を受けた日の翌日から起算して10営業日以内に、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付いたします。大規模買付者は、リストにて求められた大規模買付情報を日本語にて記載した書面を別途作成し、当社取締役会にご提出いただくこととします。

当社取締役会が提出を要請する大規模買付情報は、以下に掲げられた各項目を、その主たる内容としますが、その具体的な内容は大規模買付者の特性、想定される大規模買付行為の態様等により、異なる場合がございます。

大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成、財務内容を含みます。）

大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、関連する取引の仕組み、買付後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。）

大規模買付行為に際して第三者との間に意思連絡がある場合にはその相手方および内容

買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付けにかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額および算定根拠等を含みます。）

買付資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、当該資金の調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

現に保有する当社株券等に関する担保設定状況および今後取得予定の当社株券等に関する担保設定の予定（予定している担保設定の方法および内容を含みます。）

大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策など当社企業価値および株主共同の利益の確保および向上に関する方針・計画

当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無および変更する場合にはその内容

大規模買付情報を受領したことおよび当社取締役会に提出された大規模買付情報の内容は、直ちに、当社取締役会から独立委員会に対し情報提供されるほか、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部または一部を公表いたします。

当初提出していただいた情報について、当社取締役会が不十分であると判断した場合、当社取締役会は独立委員会にその旨およびその判断の理由を説明するものとし、独立委員会においても当該情報が不十分であると判断された場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して、適宜期限を定めて追加的に情報提供を求めるものとします。

この場合、大規模買付者は、当該期限までに求められた情報を日本語にて記載した書面を別途作成し、当社取締役会にご提出いただきます。

なお、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断したときには、ただちにその旨を株主の皆様公表するとともに、大規模買付者に対して通知いたします（以下、「情報提供完了通知」といいます。）。また、当社は、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断した時点において、大規模買付者から提供された情報の全部または一部のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、これを株主の皆様公表いたします。

（２）当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った日から起算して、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等のすべての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価・検討、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

当社取締役会は、取締役会評価期間において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社企業価値および株主共同の利益の確保および向上の観点から、大規模買付行為の評価および検討、当社取締役会としての意見形成を行い、場合によっては代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものいたします。

その際、当社取締役会は、適宜必要に応じて、外部専門家等の助言を得ることといたします。

(3) 独立委員会への諮問

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否か、また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かについて最終的な判断を行います。

その際、当社は、当社取締役会の判断から恣意の可能性を排除するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、これを当社取締役会の諮問のための機関とすることにいたします。

独立委員会の委員は、3名以上5名以内とし、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役としての経験のある社外者等の中から当社取締役会により選任されるものとします。

独立委員会の当初の委員は、これを3名といたします。現在、就任を予定されている2名の委員の略歴につきましては、別紙2をご参照ください。さらなる1名の委員につきましては、現在調整しておりますが、就任の予定が決定した際に、あらためてその旨と当該委員の略歴を株主の皆様にご公表いたします。

4. 当社取締役会による対抗措置

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに違反した場合、当社取締役会は、当社企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てを行い、大規模買付行為に対抗する場合があります(以下、「対抗措置」といいます。)。かかる場合、当社取締役会は大規模買付者が大規模買付ルールに違反したと判断する旨およびそのことを理由として対抗措置を採る旨を、株主の皆様にご公表するものとし、また、大規模買付者に対して通知するものとします。

対抗措置としての新株予約権無償割当ての概要は、別紙3に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、行使期間および取得条項などを設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為に反対する場合であっても、対抗措置はとらず、原則として、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめるものとします。

大規模買付者の提案に心じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮いただいた上で、ご判断頂くこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、当社企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと判断し、原則として対抗措置をとることといたします。かかる場合、当社取締役会は大規模買付者が以下のいずれかに該当すると判断する旨およびそのことを理由として対抗措置を採る旨を、株主の皆様にご公表するものとし、また、大規模買付者に対して通知するものとします。

真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社の株券等を当社または当社グループに引き取らせる目的で行

っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合

当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループの経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要顧客や取引先を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で行っていると判断される場合

当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行っていると判断される場合

当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループの不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、処分利益で一時的に高配当させるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価急騰の機会を狙って株式を高価で売り抜ける目的で行っていると判断される場合

最初の買付で、全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定することを宣言して行う公開買付け(いわゆる強圧的二段階買付け)等、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、当社株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合(ただし、部分的公開買付けが当然にこれに該当するわけではない。)

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合に、当社取締役会において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社企業価値および株主共同の利益の確保および向上の観点から、大規模買付行為の評価および検討、当社取締役会としての意見形成を行った結果、以上のいずれにも該当せず、当該大規模買付者による大規模買付行為が当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なう恐れは乏しいと判断した場合、大規模買付者に対して、特段の事情変更がない限り対抗措置を採らない旨の通知を行うとともに、これを株主の皆様公表するものとします。

従いまして、大規模買付者としては、以上の通知および公表の後に、大規模買付者が当社に提出した意向表明書および大規模買付情報に記した大規模買付行為を開始することが可能となります。

(3) 対抗措置をとるにあたっての手續

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手續を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かならびに当該大規模買付行為が、当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。なお、その勧告に際して、独立委員会は適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得て、その判断を行います。独立委員会は審議、決議、勧告を行う際には、別途定める規則に従うものと致しますが、その概要は、別紙4に記載したとおりとなりますので、ご参照下さい。

そして、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かならびに当該大規模買付行為が当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、最終的に対抗措置の発動の是非を決定するものとします。

更に、当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社企業価値および株主共同の利益の確保および向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を維持することの是非について、改めて独立委員会に具体的事情を情報提供したうえで諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際しても、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社企業価値および株主共同の利益の確保および向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと最終的に判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を中止または撤回するものとします。

5. 本対応方針の合理性及び公正性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足するものであり、合理性および公正性が認められるものと考えております。

(1) 企業価値および株主共同の利益の確保および向上

本対応方針は、上記2で述べたとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供とそれを判断する時間の確保を求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものであり、究極的には当社企業価値および株主共同の利益の確保および向上を目的として導入するものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様ならびに大規模買付者の予見可能性を高め、その適切な判断に資するべく、本対応方針を予め開示するものです。

(3) 株主意思の尊重

当社は、本定時株主総会において本対応方針の導入について承認議案を上程する予定であり、本定時株主総会において承認が得られることを条件としてその効力を発生させるものです。

また、当社は、本対応方針導入後、3年ごとに、本対応方針の期間更新または廃止について、定時株主総会の承認議案として上程することにより、株主の皆様に対し、本対応方針の継続の是非をお諮りしてまいります。

なお、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の整備等を踏まえ、企業価値・株主価値向上の観点から本対応方針を随時見直し、取締役会の決議により必要に応じて本対応方針を廃止、または変更する場合があります。当社は本定時株主総会において、取締役の任期を1年とする旨の定款変更を予定しておりますところ、本定時株主総会において、取締役の任期についての定款変更とともに、本対応方針が承認された場合は、本定時株主総会以降の対応方針の廃止または変更は、毎年の当社株主総会において株主の皆様により選任された取締役によって構成される取締

役会において決せられることとなります。

当社は、本対応方針が廃止され、または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

（４）外部専門家等の意見の取得および独立委員会の設置

当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で本対応方針の実施を行います。また、当社は独立委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとしたします。これらにより、当社取締役会の判断について恣意の可能性を排除し、また、客観性および合理性がより強く担保されることとなります。

（５）デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、デッドハンド型（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお、廃止又は不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用しておりませんので、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主および投資家の皆様に与える影響等

（１）本対応方針導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針導入時には、新株予約権無償割当ては行いません。したがって、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

（２）対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利または経済的利益の点において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付者については、結果的に、その法的権利または経済的利益の点において損失が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権無償割当てを中止し、または新株予約権無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（３）対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、名義書換未了の株主の皆様は、当社取締役会が別途決定し公告する割当日までに、名義書換を完了していただく必要があります。さらに、新株予約権の行使に際しては、

株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。ただし、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあり、この場合、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）は新株予約権を行使するための財産の出資を行うことなく、当社より、当社の当該新株予約権の取得の対価としての当社普通株式を受け取ることとなります。これらの手續の詳細については、実際にこれらの手續が必要となった際に、適用ある法令および証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

7. その他

本対応方針の内容は、平成19年5月14日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

また、当社取締役会においては、今後の司法判断の動向、証券取引所その他の公的機関の対応、会社法、証券取引法または各証券取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定・改廃にも引き続き注視して、当社企業価値および当社株主共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の方針の導入も含め、適切な措置を適宜講じてまいり所存です。

以 上

(別紙1)

大株主の状況

平成19年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです(千株未満は切捨て)

氏名	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
市川周作	2,344	11.33
アイホン従業員持株会	819	3.96
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	800	3.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	759	3.67
株式会社みずほ銀行 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	726	3.51
日本生命保険相互会社	613	2.96
三菱UFJ信託銀行株式会社 常任代理人 日本カスタマートラスト信託銀行株式会社	607	2.93
株式会社三菱東京UFJ銀行	604	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	563	2.72
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社	535	2.59

(注)1. 上記のほかに、自己株式699千株(3.38%)がございます。

(注)2. スパークス・アセット・マネジメント株式会社より、平成19年3月7日付けで以下の変更報告書(大量保有報告書)が提出されておりますが、当社として平成19年3月31日現在における実質所有株式数を確認できておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

- ・提出者の保有株券等の数 1,394,400株
- ・提出者の株券等保有割合 6.74%

以上

(別紙2)

独立委員会の委員の略歴

本対応方針導入当初の独立委員会の委員は、3名といたしますが、現時点で就任を予定している2名の委員については、その略歴は以下の通りとなります。

(記載は氏名の50音順としています)

入谷正章(いりたに まさあき) 入谷法律事務所所長

昭和51年4月 弁護士登録
昭和53年8月 株式会社中央製作所 社外監査役(現在に至る)
平成16年6月 中部電力株式会社 社外監査役(現在に至る)
平成18年6月 東海ゴム工業株式会社 社外監査役(現在に至る)

坂浦正輝(さかうら まさき) 愛知公認会計士共同事務所所属

昭和50年10月 公認会計士登録
平成5年6月 トランコム株式会社 社外監査役(現在に至る)
平成12年6月 当社 社外監査役(現在に至る)

以上

(別紙3)

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社株式を除く。)1株につき1個の割合で割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
割当日における当社の発行済株式数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。)を上限とする。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件
大規模買付者、その共同保有者およびその特別関係者、ならびに、当該大規模買付行為に際し大規模買付者が第三者との間に意思連絡関係を有する場合における当該第三者(当該第三者の共同保有者および特別関係者を含む。)は、新株予約権を行使できない。
7. 取得条項
当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者(ただし、上記6.において新株予約権を行使することができない者を除く。)に対して、当社が新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権1個あたり当社普通株式1株を上限として交付することができるものとする。
また、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が新株予約権を無償で取得することができるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。
9. 本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

以上

(別紙4)

独立委員会の運営に関する規則の概要

- ・ 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員（以下、「独立委員」という。）は3名以上5名以内とする。
- ・ 独立委員は、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任するものとする。
- ・ 独立委員は、客観的かつ中立的な立場から、独立委員としての職務を遂行できる地位にあることを要し、かつ、大規模買付者または特定株主グループとの間で、独立委員としての職務を遂行することが困難であると合理的に判断される関係を有しておらず、また、過去においても有していなかったことを要する。
- ・ 独立委員の選任および解任は、当社取締役会の決議により行う。また、独立委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- ・ 独立委員会の決議は、独立委員全員が出席し、その過半数をもって決する。
- ・ 独立委員会は、(1)大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しているか否か、(2)大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと認められるか否か、および、(3)対抗措置の発動後、大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合または対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保または向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合において当該対抗措置を維持するか否かについて、これらを審議し、決議を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、その決議に基づいて、大規模買付行為に対する対抗措置の発動または維持の是非について、当社取締役会に対して、勧告するものとする。
- ・ 独立委員会が決議および勧告を行うにあたっては、各独立委員は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守る観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ・ 独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為が以下に記載された場合に該当する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうものであると判断するものとする。
 - (1) 大規模買付者が真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で、当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
 - (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要顧客や取引先を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
 - (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
 - (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時

的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で、当社の株券等の取得を行っている」と判断される場合

(5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うこと。）等、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、当社株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）

- ・ 独立委員会は、その審議または決議を行うにあたり、必要に応じて、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含むが、これに限らない。）に対して、当社の費用で、助言を求めることができる。

以 上